

## 新潟市身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、重度身体障がい者が就労等に伴い自ら運転するために自動車を改造する(以下「本人運転」という。)場合又は自ら運転が不可能な重度身体障がい者若しくは生計同一家族が自動車を改造する(以下「介護者運転」という。)場合、その改造費を助成することにより、重度身体障がい者の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、新潟市内に住所を有し、次のすべての要件に該当するものとする。

#### (1) 本人運転の場合

- ア 上肢、下肢若しくは体幹機能障害に係る身体障害者手帳1, 2級(個別等級)を所持している者又は運転免許証に改造の要件が記載されている身体障害者手帳所持者であること。
- イ 当該改造により、社会参加が見込まれること。
- ウ 申請の月の属する年の前年(1月から6月までの間に申請を行う場合にあつては、前々年。以下同じ。)の身体障がい者本人の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額。この場合において、16歳未満の扶養親族は1人につき38万円を、16歳以上19歳未満の扶養親族は1人につき25万円を控除するものとする。この場合における年齢については、対象年の12月31日(対象年の中途においてその者が死亡している場合には死亡当時)の現況によるものとする。以下同じ。)が、当該月に適用する特別障害者手当に係る所得制限限度額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に規定する額をいう。)を超えないものであること。
- エ 申請の月の属する年の前年の身体障がい者の配偶者及び身体障がい者本人の生計を維持する民法上の扶養義務者の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月に適用する特別障害者手当に係る所得制限限度額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項に規定する額をいう。)を超えないものであること。
- オ 原則として過去5年間に、新潟市又は他自治体による自動車改造費の助成を受けていないこと。

#### (2) 介護者運転の場合

- ア 上肢、下肢、体幹若しくは内部機能障害に係る身体障害者手帳1, 2級(個別等級)を所持する者又は第1種肢体不自由者。
- イ 当該障がい者自ら運転が不可能で、車椅子を利用している者であること。
- ウ 当該障がい者本人の移動のために改造の必要があること。
- エ 申請の月の属する年の前年の当該身体障がい者本人の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月に適用する特別障害者手当に係る所得制限限度額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に規定する額をいう。)を超えないものであること。
- オ 申請の月の属する年の前年の身体障がい者の配偶者及び身体障がい者本人の生計を維持する民法上の扶養義務者の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月に適用する特別障害者手当に係る所得制限限度額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項に規定する額をいう。)を超えないものであること。
- カ 原則として過去5年間に、新潟市又は他自治体による自動車改造費の助成を受けていないこと。

### (助成対象経費)

第3条 この事業の助成対象経費は、次の経費とする。

(1) 本人運転の場合は、身体障がい者本人又は生計を同一にする者が所有する自動車の操作装置及び駆動装置等の改造に要する経費。

(2) 介護者運転の場合は、身体障がい者本人又は身体障がい者と生計を同一にする者が所有する自動車の移乗装置の改造に要する経費。

(実施方法)

第4条 身体障がい者用自動車改造費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車の改造をする前に別記様式第1号による申請書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認められた場合は、助成の決定を行い、別記様式第2号による通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、本人運転の場合で、自動車の改造後に運転免許を取得する者については、運転免許を取得することを助成の条件とし決定するものとする。

3 前項の決定は、当該決定の日の属する年度の末日までに自動車の改造が完了しないとき（運転免許を取得することを助成の条件として当該決定を受けた者にあつては、運転免許を取得することができなかつたとき）は、当該決定はその効力を失うものとする。

4 前項の規定により第1項の決定の効力が失われたときは、当該決定の日の属する年度の翌年度以降に再度、第1項の規定による申請をすることができる。この場合において、既に自動車の改造に着手しているとき（当該改造が完了しているときを除く。）も当該申請をすることができるものとする。

5 市長は、助成の決定を行わない場合は、別記様式第3号による通知書により申請者に通知するものとする。

6 第2項の決定を受けた者は、当該決定を受けた後に当該自動車を改造するものとし、当該自動車の改造完了後（運転免許を取得することを助成の条件として当該決定を受けた者にあつては、運転免許取得後）に、別記様式第4号による請求書その他必要な書類を市長に提出し、助成金交付を受けるものとする。

(助成額)

第5条 助成額は、次の額とする。

(1) 本人運転の場合は、10万円を限度に助成する。

(2) 介護者運転の場合は、申請者の世帯の所得状況により、次のとおり助成する。

ア 生活保護世帯は、60万円を限度に助成する。

イ 所得税非課税世帯（所得税法（昭和40年法律第33号）第84条第1項に規定する扶養控除の算定について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の例により算定した所得税が非課税の世帯をいう。）は、助成対象経費の3分の2以内（1円未満の端数は切り捨てる。）を助成する。ただし、40万円を限度とする。

ウ その他の世帯は、助成対象経費の2分の1以内（1円未満の端数は切り捨てる。）を助成する。ただし、30万円を限度とする。

(関係機関との連絡等)

第6条 市長は、この事業の実施に際し、陸運事務局等の関係機関及び改造を行おうとする業者と連絡を密に行うものとする。

2 市長は、助成の状況を明らかにするため、身体障がい者用自動車改造費助成資格台帳に整理するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(生活保護世帯に関する特例)

2 平成25年7月31日において現に生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(以下この項において「生活保護世帯」という。)であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護世帯であった世帯に係る第5条第2号アの規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護世帯とみなす。

3 平成26年3月31日において現に生活保護世帯であって、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護世帯であった世帯に係る第5条第2号アの規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護世帯とみなす。

4 平成27年3月31日において現に生活保護世帯であって、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護世帯であった世帯に係る第5条第2号アの規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護世帯とみなす。

5 平成30年9月30日において現に生活保護世帯であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護世帯であった世帯に係る第5条第2号アの規定の適用については、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護世帯とみなす。

6 令和元年9月30日において現に生活保護世帯であって、令和元年厚生労働省告示第66号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護世帯であった世帯に係る第5条第2号アの規定の適用については、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護世帯とみなす。

7 令和2年9月30日において現に生活保護世帯であって、令和2年厚生労働省告示第302号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護世帯であった世帯に係る第5条第2号アの規定の適用については、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護世帯とみなす。

附 則

新潟市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成5年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第3号及び第5条第2項第2号の規定は、平成24年7月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第4条関係）

身体障がい者用自動車改造費助成申請書（本人運転 介護者運転）

年 月 日

（宛先） 新潟市長

（申請者） 〒

住所

氏名

対象者との続柄

下記により身体障がい者用自動車改造費助成の申請をします。

対象者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 氏名	生年月日	年 月 日
	住所 〒	電話番号	
	身体障害者手帳	第 号	年 月 日交付
	障がい名	障がい等級	級
本人運転のみ 記載	運転免許証の有無	有 ・ 無	
	運転免許証番号	第 号	年 月 日交付
	改造条件記載	有（内容） ・ 無	
自動車の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 対象者と同じ 氏名 対象者との続柄（ ） 住所 〒		
(使用目的)			
改造車両	<input type="checkbox"/> 現に所有する自動車を改造 <input type="checkbox"/> 改造自動車を購入		
	車種	車両登録番号	
	改造内容 (具体的に)		
過去の自動車改造費助成の有無	有（ 年 月） ・ 無（他自治体での助成も含む）		

（添付書類）改造費見積書等

- （注意事項）・本人運転の改造で運転免許証を取得していない場合は、運転免許を取得する条件が付されます。  
・新潟市または他の自治体で助成を受けた日から5年経過するまでは、本助成が受けられません。  
・本助成決定前に改造費を支払われた場合、本助成が受けられません。

# 同意書

年 月 日

（宛先）新潟市長

自動車改造費助成申請の決定のため、私の世帯並びに扶養義務者等の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対象者	ふりがな 氏名	生年月日	個人番号	住所	
			年 月 日		〒
上記対象者以外の生計同一者	対象者との続柄	ふりがな 氏名	生年月日	個人番号	住所
			年 月 日		〒
			年 月 日		〒
			年 月 日		〒
			年 月 日		〒
			年 月 日		〒

（住所が対象者と同じ場合は「同上」とし、記載を省略することができます）

※生計を同一にする方全員について記載してください。

新潟市長

## 身体障がい者用自動車改造費助成決定通知書

先に申請のありました身体障がい者用自動車改造費助成（本人運転・介護者運転）につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

この決定は、下記の有効期限までに自動車の改造が完了した場合又は、運転免許取得条件が付された場合にあつては改造の完了に加えて運転免許を取得したときのみ有効となります。

なお、自動車の改造完了又は、運転免許の取得が下記の有効期限を過ぎる場合は、再度、助成の申請をしてください。

決定番号		決定年月日	年 月 日
対象者 氏名		身体障害者 手帳番号	
車種		車両登録番号	
改造部位			
改造に要 する費用	円	公費助成額	円
運転免許取得条件の有無			
この決定の有効期限	年3月31日		

## （注意事項）

自動車改造終了後（運転免許取得条件が付された者は、改造の完了に加えて運転免許取得後）、別紙の身体障がい者用自動車改造費請求書を、助成の申請をした日の属する年度の翌年度の4月30日（休日の場合は翌開庁日）までに提出してください。

別記様式第3号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟市長

身体障がい者用自動車改造費助成却下通知書

先に申請のありました身体障がい者用自動車改造費助成につきましては、下記のとおり却下することに決定しましたので通知します。

記

理由：

別記様式第4号（第4条関係）

身体障がい者用自動車改造費請求書（本人運転 介護者運転）

年 月 日

（宛先） 新潟市長

〒

住所

氏名

下記のとおり身体障がい者用自動車に改造しましたので、それに要した費用を請求します。

記

車種		車輛登録番号	
改造部位 （具体的に）			
改造に要した費用			円
助成請求額			円
払込先口座 （本人名義の口座）	銀行	普 当	
	支店	口座番号	
運転免許取得の条件を 付された場合記入	運 転 免 許 証 番 号		
	交 付 年 月 日		

（注意事項）

この請求書は、助成の申請をした日の属する年度の翌年度の4月30日（休日の場合は翌開庁日）までに提出してください。その日を過ぎた場合は、助成することができません。

（添付書類）

・改造費用領収書又はその写し

※領収日が助成決定日より後の領収書に限ります。